

NO.	申請様式 該当箇所	内容	質問	回答
1	—	支援対象の範囲 (事前着手)	認定取得前から発注・契約を行った場合、係る事前着手分についても助成を受けることは可能ですか。	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「本法」）に基づく可燃性天然ガスに係る認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係り認定日以降に発生し、かつ、補助対象経費に該当するものが対象となります。
2	—	支援対象の範囲 (費用の考え方 について)	どのようなものが補助対象経費に該当しますか。	費用については、例えばタンクを利用して処理することや転売するために必要な費用（転売損や備船費など）を想定しておりますが、今後JOGMECが本事業に係る助成金の交付申請受付を実施する際等に、経済産業省とJOGMECで調整した上で、費用の考え方についても事前に示したいと考えております。
3	—	認定開始の時期	いつから認定を開始する予定でしょうか。	供給計画の提出は、取組方針を公表した時点で可能となります。ただし、供給計画の実施において、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）に設置予定の安定供給確保支援独立行政法人基金（以下「基金」）からの助成を希望する場合は、JOGMECの採択を受ける必要があります。JOGMECの助成金公募については、JOGMECにおいて準備が整い次第開始する予定です。
4	—	対象となる取組 の着手時期	何年までに開始の取組が支援対象でしょうか。	供給計画の認定については期限の取決めはありませんが、JOGMECが行う助成については、設置する基金の限りにおいて実施する予定です。
5	—	申請手続きにつ いて	可燃性天然ガスの供給確保事業者としての認定を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。	供給確保計画の認定申請書（様式第一）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課（以下「担当課」）までご提出ください。ご不明点があれば、担当課までお問い合わせください。

NO.	申請様式 該当箇所	内容	質問	回答
6	—	対象事業について	どのような取組が、可燃性天然ガスの供給確保計画に係る認定の対象となりますか。	「可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「取組方針」）第1章第2節、第2章第2節、第3章に記載のSBLの確保・運用に係る取組が認定の対象となります。
7	—	申請時に提出する書類について	申請時にどのような書類を提出する必要がありますか。	供給計画申請書（様式第一）及び供給計画申請書に記載の添付書類、各記載の補足となる参考資料をご提出ください。 特に、供給計画申請書においては、取組方針第3章第5節に記載の「実施体制」の要件を満たしていることが分かるよう、必要事項をご記入の上、各記載の補足として参考資料を添付してください。（申請所に記載要領についてもご参照ください。）なお、必要に応じて、担当課から関係書類の提出を求める場合もあります。
8	—	参考資料の添付、追加資料の要求	申請時に参考資料を添付することは可能でしょうか。	可能です。必要に応じ、申請様式のいずれの記載箇所を補足するものであるかを明示したうえで、参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、担当課から関係書類の提出を求める場合もあります。
9	—	日本語以外での書類	供給確保計画の認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。また、添付書類についても日本語以外の書類でよいですか。	供給確保計画の認定申請書は日本語での記載をお願いします。 なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご準備いただくようお願いします。

NO.	申請様式 該当箇所	内容	質問	回答
10	-	変更認定と軽微な変更	省令第6条第1項第4号に規定のある認定供給計画の内容の実質的な変更を伴わない変更に該当するか否かはどのように判断すればいいでしょうか。	<p>具体的なケースについては、担当課までご相談ください。 なお、以下のようなケースを例示としてご確認ください。</p> <p>①事前に変更認定申請が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定供給確保計画の実施のために必要な資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望する場合 ・認定供給確保計画について、取組開始時期の後ろ倒し、取組継続期間の短縮等の取組内容の変更が生じる場合 <p>②軽微な変更として事後的な届出でよい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合 ・認定供給確保計画の実施期間を6月以内の範囲で変更する場合（※） ・認定安定供給確保計画を実施するために必要な資金の額を十パーセント未満の範囲内で増額し、かつ、当該資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望しない場合 <p>（※）ただし、実施期間の変更により、本事業を行う上で必要な要件等を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご注意ください。</p>
11	-	追加支援措置	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	<p>追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることになります。</p> <p>※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。</p>
12	5	ツーステップローン	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すればよいですか。	<p>ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「5 計画の実施内容（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。</p> <p>【記載例】 100（ツーステップローン） 20（通常融資）</p>

NO.	申請様式 該当箇所	内容	質問	回答
13	6	実施体制について①	実施体制を満たしていることを証明するには、どのような書類が必要ですか。	原則として、供給計画申請書に取組方針が求める各要件の状況について記載いただくことを想定しております。各記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、関係書類の提出を求める場合があります。供給計画認定後に、実施体制を満たしていないこと等が判明した場合は、本法第11条に基づき供給計画の変更の指示や認定の取消しを行い、基金からの助成金について返還を求める可能性がありますので、ご留意ください。
14	6	実施体制について②	マスターアグリーメントを締結する必要がある国内ユーティリティ企業とはどの企業でしょうか。	「LNGを輸入する国内ユーティリティ企業」として、現在、下記の企業を主に想定しております。各企業とのマスターアグリーメント締結状況については、供給計画申請書に記載ください。 大阪ガス、沖縄電力、関西電力、九州電力、西部ガス、JERA、四国電力、静岡ガス、仙台市ガス局、中国電力、東京ガス、東邦ガス、東北電力、日本瓦斯、広島ガス、北陸電力、北海道ガス、北海道電力（五十音順）
15	6	実施体制について③	「異なる5つの国以上を主たる供給源とするターム契約」の中にポートフォリオ契約は含まれますか。	ポートフォリオ契約の多くはメジャー企業等からの供給になると想定されるところ、契約内容によっては確実な供給が行われないリスクもあることを踏まえると、あくまで本事業を実行できる能力やケイパビリティを持つ事業者の要件としては、オリジナルサプライヤーやプロジェクトからの供給を重視すべきと考えることから、「異なる5つの国以上を主たる供給源とするターム契約」の中にはポートフォリオ契約は含まないものといたします。
16	6	実施体制について④	「自らの安定供給を確保しながら追加的にSBLの運用等を円滑に行うための船舶を3隻以上保有する」という要件は、既存の自社支配船を活用し他のLNGの運用を行いながら追加的にSBLの運用を行うことでも良いですか。	既存の自社支配船を活用するという事に問題はなく、別の追加的な支配船の確保を求める趣旨ではありません。
17	6	外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、（注4）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況については何を記載すればよいですか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるよう外国のな関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じて、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

NO.	申請様式 該当箇所	内容	質問	回答
18	6	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、(注4)コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況については何を記載すればよいですか。	例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、担当課までご相談ください。 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表
19	7	人権尊重	取組方針第6章第2節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えばよいでしょうか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
20	7	サイバーセキュリティ	取組方針第6章第3節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えばよいでしょうか。	「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）といったガイドラインや組織内での脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、関係書類の提出を求める場合があります。
21	7	地域経済への貢献、雇用創出	取組方針第3章第8節に規定する事項は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の「その他取組方針への適合性に関する事項（注3）」に、その内容を記載してください。例えば、申請に係る供給確保計画について、取組を進めるにあたりパートナーシップ構築宣言への参加などサプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には当該内容について記載をお願いいたします。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。